

役員及び選手等の表彰に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「役員及び選手等の表彰に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第2章第3条の規定に基づき、本市野球界の発展に貢献し、功労顕著な者と、運動選手として特に優秀な技量を発揮して他の模範とするに足りる優秀選手を称えるために、その詳細を明確にするものである。

（種別）

第2条 被表彰者は、本連盟所属の役員及び選手とする。なお、会長が当該年度の功労が特に顕著であると認めた場合は、特別に表彰することができる。

1. 役員表彰
2. 選手表彰
3. 特別功労者
4. 公益財団法人川口市スポーツ協会表彰（役員及び選手）推薦（特別表彰を含む）
5. 埼玉県野球連盟表彰（役員）推薦

（要件）

第3条 被表彰者は、次の要件を満たすものとする。

1. 役員表彰
長年、本連盟に貢献し、役員・審判員・指導者として他の模範であり、優秀選手の育成に貢献した者であること。
2. 選手表彰
野球選手として特に優秀な技量を発揮して他の模範と認められた者であること。
3. 特別功労者
その他、当該年度内において特別に貢献した者であること。
4. 公益財団法人川口市スポーツ協会表彰推薦及び埼玉県野球連盟表彰推薦
同条第1項～第3項に準ずる。

（受賞者）

第4条 被表彰者及び推薦者は、本部及び支部の推薦により、代表者会議を経て、理事会の承認を得るものとする。

なお、表彰は、毎年総会において行うものとし、賞状等を贈呈する。

また、前条3の特別功労者の表彰については、時間的余裕がない場合、代表者会議の承認を経て実施し、理事会で報告する。

（附則）

第5条 本細則は、平成26年1月26日に改正する。

第6条 本細則は、平成30年1月21日に改正する。

第7条 本細則は、令和2年1月26日に改正する。

第8条 本細則は、令和5年1月29日に改正する。

